

## 伊勢崎市産業経済部所管施設個別施設計画（改訂案） 概要版

### 《改訂案の要旨》

#### ◇伊勢崎市文化会館の施設整備対応方針の追加

令和2年1月策定の伊勢崎市経済部所管施設個別施設計画では、平成28年度に別途長寿命化計画を策定していた伊勢崎市文化会館を対象外施設としていましたが、長期的な施設整備活用のため、伊勢崎市文化会館の施設整備対応方針を加えます。

#### ◇農政部所管施設（旧公設地方卸売市場）の除外

旧公設地方卸売市場については、卸売市場の運営を行っている株式会社に土地及び建物を貸付していましたが、貸付期間終了により令和5年3月31日をもって返還されることになりました。貸付が終了したことにより今後は売り払いを前提とした準備を進めていることから除外することとします。

#### ◇行政組織機構の改正による計画名の変更

令和3年4月1日の行政組織機構の改正により、経済部が産業経済部と農政部に分かれ、今回改訂において農政部所管施設（旧公設地方卸売市場）を除外したため、本計画名称を「伊勢崎市経済部所管施設個別施設計画」から「伊勢崎市産業経済部所管施設個別施設計画」に変更します。

### 《計画の概要》

#### ◇計画策定の目的

本計画は、伊勢崎市公共施設等総合管理計画に基づき、産業経済部所管施設について、今後の具体的な対応方針をとりまとめるとともに、更新費の縮減と市民サービスの確保の両立を図ることを目的としています。

#### ◇計画期間

本計画の計画期間は、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」との整合性をとる必要から、令和27年度までとし、以下の計画期間に区分します。

- ① 短期：令和2年度から令和6年度（5年間）
- ② 中期：令和7年度から11年度（5年間）
- ③ 長期：令和12年度から27年度（16年間）

#### ◇対象施設

本計画で対象とする公共施設は、本市が所有する産業経済部所管施設とします。ただし、規模が小さいもの（延べ床面積50㎡未満または取得価格500万円未満）や、文化財および遊具などで本計画の目的とは性格が異なる施設については、計画の対象から除きます。

## ◇個別施設の状態等

### ・伊勢崎市文化会館

本施設は大規模ホールを有し、ホール事業を中心に様々な催しが行われており、市の総合文化施設の中心として稼働していることから、今後も文化振興及び生涯学習推進のために運営を継続する必要があると考え、重要性はAとします。

また、法定耐用年数を迎えるにあたり、平成30年度、平成31年度で大規模改修による長寿命化工事を行っていることから老朽化度はAとします。

|              |   |
|--------------|---|
| 施設名称         | 伊勢崎市文化会館                                      |
| 設置目的・機能      | 市民の文化の向上及び住民福祉の増進を図り、もって魅力ある豊かな地域社会の形成に資するため。 |
| 利用者数         | 274,454                                       |
| 施設総コスト       | ¥152,255,563                                  |
| 利用者ひとりあたりコスト | ¥555  |
| 棟名称          | 本館  |
| 構造           | 鉄筋コンクリート                                      |
| 建築年度         | 昭和55年度  |
| 経過年数         | 42年   |
| 法定耐用年数       | 41年   |
| 大規模改修        | 長寿命化改修工事 H30、31                               |
| 備考           | —   |
| 重要性          | A   |
| 老朽化度         | A   |

## ◇対策内容、実施時期、費用

・伊勢崎市文化会館（文化施設）

本施設の法定耐用年数は41年となりますが、平成30、31年度（2018～2019年度）に長寿命化計画による大規模改修工事を行い、令和28年度（2046年度）までの使用が可能となっています。

しかし、未改修の各種設備が経年劣化等により更新時期を迎えることから、計画的な改修を実施し、施設機能を維持することで、市民文化の向上と利用者への良好なサービスの提供を目的に令和28年度（2046年度）まで使用することとします。

また、令和2～6年度（2020～2024年度）の間に法定耐用年数を超えて使用するために不可欠となる改修として、非常照明用蓄電池更新工事や消防設備・防火設備等更新工事、大ホール舞台機構工事、受電設備の高圧コンデンサ等更新工事、小ホール舞台床張替工事及び窓への飛散防止フィルム張替工事を行います。また、令和7～11年度（2025～2029年度）の間に未改修の会館棟トイレ改修工事（ユニバーサルデザイン化）、大ホール調光装置改修工事を行います。

| 棟名称 | 建築年度 | 延床面積<br>(㎡) | 重要性 | 老朽化度 | 対策内容  |                                |                             | 対策後の延床面積<br>(㎡) | ※対策費用<br>(千円) |
|-----|------|-------------|-----|------|---|--------------------------------|-----------------------------|-----------------|---------------|
|     |      |             |     |      | 令和2～6年  | 令和7年～11年                       | 令和12～27年                    |                 |               |
| 本館  | S55  | 11167.01    | A   | A    | 非常照明用蓄電池更新（R4）<br>防火設備更新（R4）<br>消防設備更新（R5）<br>大ホール舞台機構工事（R5）<br>高圧コンデンサ工事（R5）<br>小ホール床舞台床張替（R6）<br>飛散防止フィルム張替（R6） | 会館棟トイレ改修（R7）<br>大ホール調光装置改修（R8） | 小ホール調光装置改修<br>館内各所クロス張替工事 他 | 11167.01        | 4,835,763     |

※費用については、平成28年度策定済みの長寿命化計画によります。